

入札時における入札金額内訳書の取扱いについて

平成30年4月

七尾市総務部監理課

七尾市契約事務規則第22条に規定する入札金額の内訳（以下「積算内訳書」という。）の取扱いについては、以下のとおりとしますので、入札参加者は本取扱いを熟読のうえ、入札に参加してください。また、七尾市が交付する設計書及び本取扱い等の内容に疑義等が生じた場合は、入札日の前日までに、その内容について必ず確認を行ってください。

1 提出対象について

積算内訳書の提出対象は、建設工事に係る競争入札案件とします。

2 作成方法について

- (1) 入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を作成すること。
- (2) 積算内訳書の表紙は七尾市指定の様式を使用すること。
- (3) 積算内訳書の様式は原則自由としますが、七尾市が交付する設計書の項目及び数量に対応したものとすること。作成範囲については、入札公告において指定した範囲までとする。
- (4) 積算内訳書は、「袋とじ」又は「ホッチキス留め」とし、代表者印で割印（入札代理人をもって入札する場合も同様に代表者印で割印）すること。
- (5) 積算内訳書に記載した金額を訂正した場合は、訂正印で訂正すること。
- (6) 積算内訳書に記載されている事項が鉛筆などにより記載されており、容易に変更することができる状態としないこと。
- (7) 積算内訳書に「値引き」などの項目により、一括して減額処理しないこと。

3 提出方法について

- (1) 積算内訳書の提出は、入札書を入れた封筒に同封して提出してください。
- (2) 原則、提出した積算内訳書の書換え、引換え又は撤回はできません。入札後においても返却しません。
- (3) 積算内訳書の作成に要した費用等は、入札参加者の負担となります。

4 確認について

- (1) 入札時に提出いただいた積算内訳書は、入札終了後にその内容等を確認します。
- (2) 不明な点や疑義がある場合は、積算根拠等の説明を求め、再提出していただくことがあります。
- (3) 積算内訳書の確認の結果、談合等に係る不正行為があると疑うに足りる事実があった場合は、当該入札を無効とすることがあります。

5 入札の無効について

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、応札者の行った入札を無効とします。

- (1) 積算内訳書の提出対象において積算内訳書の提出がない場合
- (2) 「2 作成方法について」中、(1) 又は (3) のいずれかを満たさない場合
- (3) 上記に掲げるもののほか、七尾市の指示又は指導に従わない場合等不適切であると認められる場合

6 本取扱いの施行日について

平成23年1月1日に施行し、同日以後に入札公告、指名競争入札執行通知を行った入札から適用しています。